

1. 「特定施設」の設置届出

○がついている施設を設置するには、設置の工事の30日前までに届出が必要となります。
(P3へ進む)

施設名		騒音	振動	備考
金属加工機械	圧延機械	○22.5kW以上		原動機の定格出力の合計
	製管機械	○		
	ベンディングマシン	○3.75kW以上		ロール式に限る
	液圧プレス	○	○	矯正プレスを除く
	機械プレス	○294kN以上	○	予備加圧能力
	せん断機	○3.75kW以上	○1kW以上	
	鍛造機	○	○	
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○37.5kW以上	
	ブラスト	○		タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○		
	切断機	○		といしを用いるものに限る
圧縮機			○7.5kW以上	冷凍機に用いるもの及び一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
空気圧縮機	○7.5kW以上	○7.5kW以上		一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
送風機	○7.5kW以上			
土石用又は鉱物用	破碎機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	摩砕機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	ふるい	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
	分級機	○7.5kW以上	○7.5kW以上	
織機	○	○		原動機を用いるものに限る
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○0.45m ³ 以上		混練容量 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	○200kg以上		混練重量
	コンクリートブロックマシン		○2.95kW以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート管製造機械		○10kW以上	原動機の定格出力の合計
	コンクリート柱製造機械		○10kW以上	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機	○7.5kW以上			ロール式に限る
木材加工機械	ドラムバーカー	○	○	
	チップパー	○2.25kW以上	○2.2kW以上	
	碎木機	○		
	帯のご盤	○		製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	丸のご盤	○		製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	かなな盤	○2.25kW以上		
抄紙機	○			
印刷機械	○	○2.2kW以上		原動機を用いるものに限る
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		○30kW以上		カレンダーロール機以外
合成樹脂用射出成形機	○	○		
鋳造型機	○	○		ジョルト式に限る